

始良市「週休 2 日」試行工事实施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、建設業界への若手技術者の入職が減少する中、本市が発注する工事における労働環境改善の取組として、週休 2 日の体制が可能な環境づくりを推進するために実施する「週休 2 日」試行工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休 2 日 次号に定める対象期間において、1 週間のうち土曜日及び日曜日の休日取得を目標に 4 週 8 休以上の休日を確保し、休日は現場閉所することをいう。

ア 通期の週休 2 日 対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 月単位の週休 2 日 対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

ア 夏季休暇 3 日間及び年末年始 6 日間

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 工事の全部を一時中止している期間

エ 発注者による緊急・応急的な指示により現場作業を余儀なくされる期間

(3) 4 週 8 休

ア 通期の 4 週 8 休 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5 パーセント（28 日中 8 日）の水準の状態をいう。

イ 月単位の 4 週 8 休 対象期間内の全ての月ごとに現場閉所率が 28.5 パーセント（28 日中 8 日）の水準をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では 28.5 パーセントに満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4 週 8 休以上を達成しているものとみなす。

(4) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検などの現場管理上必要な作業のほか、降雨や降雪などの悪天候を要因に 1 日を通して現場及び現場事務所が閉所された状況をいう。ただし、現場事務所での事務作業を除く。

(対象工事)

第3条 「週休2日」試行工事の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、原則として本市（以下「発注者」という。）が発注する全ての工事とする。ただし、社会的要請により早期の完成が望まれる災害時の応急工事等については、この限りでない。

（発注形式）

第4条 令和7年4月1日以降に発注手続（執行伺）を開始する全ての工事（営繕事業を除く。）を対象に、発注者指定方式により発注することを原則とする。ただし、現場条件等からこれにより難い場合は、受注者希望方式で発注することができる。

- (1) 発注者指定方式 発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。
- (2) 受注者希望方式 受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日の実施の有無を決定する方式をいう。

2 発注者は、特記仕様書に「週休2日」試行工事の対象であることを明示するものとする。

（実施手続）

第5条 発注者指定方式の受注者は、施工計画書提出時に、4週8休以上の休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表」（以下「計画実績表」という。）を発注者に提出するものとする。

2 受注者希望方式の受注者は、施工計画書の提出前に工事打合簿により発注者と協議し、「週休2日」試行工事の実施の有無を決定しなければならない。なお、「週休2日」試行工事に取り組む受注者は、施工計画書の提出時に4週8休以上の休日の取得計画を記載した計画実績表を発注者に提出する。

3 前項の場合において、「週休2日」試行工事を実施しないときは、次項から第6項までの規定は適用しない。

4 受注者は、「週休2日」試行工事である旨を工事の標示施設に明示する。

5 受注者は、月に1回程度を目安として、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について発注者に提示し、現場閉所の状況について確認を受けるものとする。

6 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した計画実績表を発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる資料等の提示を求められた際には提示する。

（工事費の積算）

第6条 一般土木及び農業土木・森林土木の週休2日の確保に取り組む工事において、次の各号に定めるそれぞれの経費は、別表第1の補正係数により算出するものとする。

- (1) 発注者指定方式

ア 発注者は、通期の4週8休以上の休日を確保した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成するものとする。

イ 現場閉所の達成状況を確認後、通期の4週8休に満たないものについては、補正係数を除した変更を行うものとする。

ウ 一般土木において、月単位の4週8休を達成している場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとする。

(2) 受注者希望方式

ア 発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、通期の4週8休以上の休日を確保した場合は、補正係数を各経費に乗じた上で変更するものとする。

イ 一般土木において、月単位の4週8休を達成している場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとする。

ウ 4週8休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、変更の対象としない。

2 前項に規定するもののほか、市場単価方式及び土木工事標準単価による積算に当たっては、別表第2に示す補正係数を乗じるものとする。

3 営繕事業の週休2日の確保に取り組む工事に係る経費は、別表第3の補正係数により算出するものとする。

(1) 受注者希望方式により、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、通期の4週8休以上の休日を確保した場合は補正係数を労務費（予定価格の基となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載単価（材工単価）の労務費）に乗じた上で変更するものとする。なお、月単位の4週8休を達成している場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとする。

(2) 4週8休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、変更の対象としない。

（工事成績評定の取扱い）

第7条 発注指定方式は、次の各号のいずれかに該当する場合は、必要に応じて、始良市建設工事成績評定規程（平成22年始良市訓令第54号）第4条に規定する工事成績評定表及び細目別評定採点表（以下「工事成績評定表等」という。）における考査項目「7. 法令遵守等」の「その他」の項目において、点数を減ずる措置を講ずるものとする。なお、対象期間において、月単位の週休2日（28.5パーセント）以上の取組を達成した場合は工事成績評定表等の「工程管理」及び「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。

(1) 提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合

(2) 受注者の責めにより週休2日を確保できない場合

2 受注希望方式において、対象期間において、月単位の週休2日（28.5パーセント）以上の取組を達成した場合は、工事成績評定表等の「工程管理」及び「創意工夫」の項目で加算対象として評価する。

（実施証明）

第8条 週休2日を達成した場合、実施内容を記載した週休2日実施証明書（別記様式）を発行する。

（留意事項）

第9条 週休2日試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者は、受注者から協議等を求められたときは、速やかに対応する。
- (3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来 of 取扱いとする。
- (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の下請工事に該当しないものは、現場での作業の対象としない。
- (5) 受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、月単位の週休2日が可能な環境づくりを推進する。
- (6) 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めない。

2 令和9年4月1日以降に発注手続（執行伺）を行う案件は、受注者希望方式は採用しない。ただし、営繕事業は除く。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

(1) 通期の週休 2 日適用工事（4 週 8 休以上）

項 目	一般土木	農業土木	森林土木
【労務費】	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 5
【機械経費（賃料）】	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 4
【共通仮設費】	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 4
【現場管理費】	1. 0 3	1. 0 5	1. 0 6

・水道事業部が発注する工事は、[一般土木] を適用する

(2) 月単位の週休 2 日適用工事（4 週 8 休以上）

項 目	一般土木	農業土木	森林土木
【労務費】	1. 0 4		
【機械経費（賃料）】	1. 0 2		
【共通仮設費】	1. 0 3		
【現場管理費】	1. 0 5		

・水道事業部が発注する工事は、[一般土木] を適用する

別表第 2（第 6 条関係）

1 一般土木

(1) 市場単価方式の補正係数

名 称	区 分	補正係数	
		通期	月単位
鉄筋工		1. 0 2	1. 0 4
ガス圧接工		1. 0 2	1. 0 3
インターロッキングブロック工	設置	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 4
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 0 0	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 4
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 0 0	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 4
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 0 2	1. 0 4
	撤去	1. 0 2	1. 0 4
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 0 1	1. 0 1
防護柵設置工（落石防止網）		1. 0 1	1. 0 2
道路標識設置工	設置	1. 0 0	1. 0 1
	撤去・移設	1. 0 2	1. 0 3

道路付属物設置工	設置	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 4
法面工		1. 0 1	1. 0 2
吹付砕工		1. 0 1	1. 0 3
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 0 2	1. 0 3
道路植栽工	植樹	1. 0 2	1. 0 4
	剪定	1. 0 2	1. 0 4
公園植栽工		1. 0 2	1. 0 4
橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 0 1	1. 0 2
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 0 2	1. 0 4
橋面防水工		1. 0 1	1. 0 1
薄層カラー舗装工		1. 0 0	1. 0 1
グルーピング工		1. 0 0	1. 0 1
軟弱地盤処理工		1. 0 1	1. 0 2
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1. 0 1	1. 0 1

(2) 土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数	
		通期	月単位
区画線工		1. 0 2	1. 0 4
高視認性区画線工		1. 0 2	1. 0 4
橋梁塗装工		1. 0 1	1. 0 3
構造物とりこわし工	機械	1. 0 2	1. 0 3
	人力	1. 0 2	1. 0 4
コンクリートブロック積工		1. 0 2	1. 0 4
排水構造物工		1. 0 2	1. 0 4
鋼製排水溝設置工		1. 0 2	1. 0 4
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1. 0 1	1. 0 2
	高所作業車	1. 0 1	1. 0 2
表面含浸工	固定足場	1. 0 2	1. 0 4
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 4
連続繊維シート補強工	固定足場	1. 0 2	1. 0 4
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 4
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1. 0 2	1. 0 4
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 4

漏水対策材設置工	固定足場	1. 0 2	1. 0 4
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 4
防草シート設置工		1. 0 1	1. 0 3
紫外線硬化型FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1. 0 1	1. 0 2
	高所作業車	1. 0 1	1. 0 1
塗膜除去工		1. 0 2	1. 0 4
バキュームブラスト工		1. 0 1	1. 0 1
道路反射鏡設置工	設置	1. 0 0	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 4
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1. 0 2	1. 0 4
機械式継手工		1. 0 2	1. 0 4
抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 0 2	1. 0 3
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1. 0 1	1. 0 1
FRP 製格子状パネル設置工		1. 0 0	1. 0 0
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1. 0 2	1. 0 4
支承金属溶射工		1. 0 2	1. 0 4
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1. 0 2	1. 0 3

2 農業土木

(1) 市場単価方式の補正係数

名称	区分	補正係数
		通期
鉄筋工 (太径鉄筋を含む)		1. 0 2
鉄筋工 (ガス圧接)		1. 0 2
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1. 0 0
	撤去	1. 0 2
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1. 0 2
	撤去	1. 0 2
防護柵設置工 (落石防護柵)		1. 0 1
防護柵設置工 (落石防止網)		1. 0 1
防護柵工 (ガードパイプ)	設置	1. 0 0
	撤去	1. 0 2

道路標識設置工	設置	1 . 0 0
	撤去・移設	1 . 0 2
道路付属物設置工	設置	1 . 0 1
	撤去	1 . 0 2
法面工		1 . 0 1
吹付砕工		1 . 0 1
軟弱地盤処理工		1 . 0 1
橋梁用収縮継手装置設置工		1 . 0 1
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1 . 0 2
橋面防水工		1 . 0 1

(2) 土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数
		通期
区画線工		1 . 0 2
排水構造物工		1 . 0 2
コンクリートブロック積工		1 . 0 2
構造物とりこわし工	機械	1 . 0 2
	人力	1 . 0 2
鋼橋塗装工		1 . 0 1

3 森林土木

(1) 市場単価方式の補正係数

名称	区分	補正係数
		通期
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1 . 0 5
鉄筋工（ガス圧接）		1 . 0 4
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1 . 0 1
	撤去	1 . 0 5
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1 . 0 4
	撤去	1 . 0 5
防護柵設置工（落石防護柵）		1 . 0 2
防護柵設置工（落石防止網）		1 . 0 3
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1 . 0 1
	撤去	1 . 0 5

道路標識設置工	設置	1 . 0 1
	撤去・移設	1 . 0 4
道路付属物設置工	設置	1 . 0 2
	撤去	1 . 0 5
法面工		1 . 0 2
吹付砕工		1 . 0 3
軟弱地盤処理工		1 . 0 2
鉄筋挿入工（ロックボルト）		1 . 0 3

(2) 土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数
		通期
区画線工		1 . 0 5
高視認性区画線工		1 . 0 2
排水構造物工		1 . 0 5
コンクリートブロック積工		1 . 0 5
橋梁塗装工		1 . 0 1
構造物とりこわし工	機械	1 . 0 4
	人力	1 . 0 5
道路反射鏡設置工	設置	1 . 0 0
	撤去	1 . 0 2

別表第 3（第 6 条関係）

営繕事業の工事

項目	通期の週休 2 日適用工事 （4 週 8 休以上）	月単位の週休 2 日適用工事 （4 週 8 休以上）
【労務費】	1 . 0 2	1 . 0 4

「週休 2 日」 試行工事の明示例

ご迷惑をおかけします

「週休 2 日」 試行工事

○ ○ ○ ○ ○ ○ を な お し て い ま す



かごしま未来応援隊！

(愛称：KMO「Kagoshima Mirai Ouentai」)

令和 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 まで 時 間 帯 ○ : ○ ○ ~ ○ : ○ ○

道路改築工事 (○ ○ ○ ○ R ○ - ○ 工区)

発注者 始良市役所

建設部 ○ ○ ○ ○ 課

電話 099 - *** - ****

施工者 ○ ○ ○ ○ ○ 建設株式会社

電話 099 - *** - ****

別記様式（第8条関係）

令和 年 月 日

株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○ ○○殿

始良市長 ○○ ○○ 印

週休2日実施証明書

下記工事について、週休2日の実施を証明する。

記

- 1 工 事 名 : ○○線道路改良工事
- 2 工 期 : 令和○○年○月○○日 ～ 令和○○年○月○○日
- 3 完成年月日 : 令和○○年○月○○日
- 4 週休2日実施内容（実施した内容に■を附している）
 - (1) ☐ 4週8休（通期）を達成した。
 - (2) ☐ 4週8休（月単位）を達成した。

「週休２日」試行工事实施フロー

時点	項目	受注者	発注者	
			指定型	希望型
発注時	積算	—	通期の週休２日適用工事（４週８休以上）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成 【実施要領第６条関係】	執行伺い時点では補正しない 【実施要領第６条関係】
	特記仕様書	—	対象工事である旨の記載 【実施要領第３条関係】	対象工事である旨の記載 【実施要領第３条関係】
契約後	意思表示	施工計画書提出時に「工事打合簿」により協議 【実施要領第５条関係】	—	実施の有無協議 【実施要領第５条関係】
	実施手続	実施する場合は、休日取得計画実績表（第１号様式）を作成し施工計画書と併せて提出 【実施要領第５条関係】	受理	受理
実施中	準備	工事の標示施設に「週休２日」試行工事である旨を明示 【実施要領第５条関係】	確認	確認
	現場閉所の確認	月１回程度を目安とし、現場閉所を確認できる資料等について受注者に提示し、現場閉所の状況の確認を受ける。 【実施要領第５条関係】	確認	確認
	実施報告①	契約変更時に 休日の取得実績を記載し「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第５条関係】	実施の結果、通期の４週８休に満たない場合は補正係数分を減額変更。 一般土木事業において、月単位の週休２日を達成した場合は、月単位の補正係数に増額変更。 【実施要領第６条関係】	実施の結果、取得計画に基づく休日の確保を達成した場合は、所管事業部ごとの取扱いに沿って、補正係数に変更。 【実施要領第６条関係】
完成時	実施報告②	工事完了後に 最終の休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第５条関係】	現場閉所を確認できる資料等により休日の取得実績を確認 【実施要領第５条関係】	現場閉所を確認できる資料等により休日の取得実績を確認 【実施要領第５条関係】
完成後	実施証明	受理	週休２日を達成した場合のみ発行 【実施要領第８条関係】	週休２日を達成した場合のみ発行 【実施要領第８条関係】

「週休２日」試行工事实施フロー（一般土木・農業土木・森林土木・営繕事業）